

# 全労金2020春季生活闘争ニュース・第26号

【全労金2020春季生活闘争統一スローガン】  
なくそうハラスメント！増やそう賃金！求めよう安心して働き続けられる職場！

## 《合意速報No. 16》

### セントラル労組が事業体との団体交渉で「基本合意」を表明しました！

セントラル労組は、3月31日13時から、事業体と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求			回 答		
		セントラル労組			セントラル労組		
		正職員	準職員	サポート職員	正職員	準職員	サポート職員
基本賃金		●能力等級1等級を1,300円、役割等級BW1を1,400円引き上げ ●能力等級4等級を1,000円、役割等級BW5～6を3,000円引き上げ	昇給額1,000円の引き上げ		●能力等級1等級を1,300円引き上げ、役割等級BW1を1,400円引き上げ（要求通り） ●能力等級4等級を1,000円引き上げ、役割等級BW5を3,000円引き上げ（一部要求通り）	昇給額500円の引き上げ	
一時金		4.5	4.5	4.0	4.5	4.5	4.0
昨年実績		4.5	4.5	4.0	4.5	4.5	4.0
安定雇用	無期転換	—	(実現)		—	(実現)	
	登用制度	—	(実現)		—	(実現)	
最低賃金		時間額1,050円、日額7,700円、月額161,700円への引き上げ			要求通り		
雇用環境	私傷病休職	—	(実現)		—	(実現)	
	所定労働短縮	(小学校3年生まで実現)			(小学校3年生まで実現)		
単組独自要求		●年5日のボランティア休暇(有給)新設 ●「SOGI(性的思考・性自認)」等に対する職員の理解・意識醸成やハラスメント等に関する諸規程の整備等、中央機関としての具体的な取り組みについて労使で協議する場の設置			●ボランティアの対象範囲等について労使で整理後、年5日のボランティア休暇(有給)を新設 ●中央機関の具体的な取り組みを、労使委員会で協議		

団体交渉において、協会からは「新型コロナウイルスの感染拡大の防止策として、適正な職場運営に向けた組合員の皆さんの協力に感謝申し上げる。今年度は、自然災害等、大変な一年であったが、中央機関の職員が事業計画達成に向け努力いただいた。

最低賃金は、連合方針や組合の要求主旨を理解し回答した。基本賃金は、中央機関の賃金が他企業や全国労金と比較しても一定の水準にあるが、職員の採用や定着、若年層の引き上げが必要という労組の要求主旨は十分に理解できると考え回答した。年間一時金は、

中央機関の役割発揮のために力を尽くした組合員のみなさんへの感謝、労使で課題を乗り越えていくための期待等から、要求どおりの回答とした。ボランティア休暇は、組合員の皆さんが積極的にボランティアに参加し、社会的役割を果たしてほしい思いで回答した。男女平等参画に関する要求は、職員一人ひとりの違いを認め合い、中央機関にふさわしい組織風土を確立し、労使一体となって着実に取り組みたい」等の見解が表明されました。

蒲原闘争委員長は、「2020春季生活闘争は、新型コロナウイルス感染症の影響による交渉中断もあり、東日本大震災が発生した2011春季生活闘争以来の異例の対応となった。日々状況が変わる中、労使で適正な職場運営に向けて議論し、限られた時間で真摯に私たちの要求に向き合い、回答が示されたことに、感謝を申し上げたい。2月26日の要求書提出では、春闘交渉の営みは、労働条件の改善のみではなく、1年間の事業運営等を振り返り、職員の頑張りや次年度への期待等、経営としてのメッセージを組合員に伝え、前向きに次年度を迎えるための重要な機会であると申し上げた。交渉の中断等もあったが、2020年度の労働条件を3月末までに納得のいく形で確認し、新年度を迎えられるのは、労使で交渉を積み重ねた結果である。私たちの掲げた要求は、組合員の総意のもと、強い思い、そして、こだわりを持って確立した。一部要求通りとはならなかったが、今の経済・社会情勢や労働界の状況等、労金業態も含め、先行きが不透明な中、経営として中央機関の職員の奮闘を評価し、次年度への期待も込めて示された回答内容であることを、労働組合として受け止め、組合員と共有する。また、ボランティア休暇制度の対象範囲等やSOGI等に関する協議については、今後の中で速やかに対応を進めていきたい。

明日から新年度がスタートするが、4月からはこれまで協議を行ってきた労働金庫にふさわしい組織風土の確立に向けた労使での具体的な対応を最終確認し、取り組みを開始することとなる。この間の新型コロナウイルス感染症に伴う労使における営みを、お互いを支え合い・助け合い、職員一人ひとりが安心して働き続けられる職場環境の構築や、より良い組織風土を実現することに繋げていく必要があるし、そのチャンスでもある。

2020年度も、中央機関の職員一人ひとりが労働金庫で働くことに誇りを持って業態をリードし、役職員が一体となって労金事業の発展に向けて邁進していくことを労使の共通認識とし、本日、事業体からの回答書に対し、基本合意する」等を表明しました。

単組は、①最低賃金は、要求通りの回答となったこと、②正職員の基本賃金は、一定の改善がはかられたこと、③嘱託等職員の基本賃金は、格差是正が前進したこと、④年間一時金は、要求通りの回答となったこと、⑤ボランティア休暇は、要求通りの回答となったこと、⑥男女平等参画は、労使協議で着実に取り組みを進めることが確認されたこと、等から基本合意を表明しました。

\*合意単組（12単組／3月31日19時現在）

中央・沖縄・静岡・四国(金庫)・四国(関連)・東海(金庫)・東海(関連)  
東北(金庫)・東北(関連)・近畿(関連)・長野・近畿(金庫)・中国(金庫)  
北海道・北陸(金庫)・セントラル

以 上